

平成 25 年度林野庁補助事業

合法木材の普及・利用促進

平成 25 年度
合法性等が証明された木材にかかる
モニタリング促進事業報告書

平成 26 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

平成 18 年に林野庁が「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のガイドライン」を定めて以来、このガイドラインに基づく合法性等が証明された木材・木材製品（合法木材）の供給が進められ、認定供給事業者の数も全国で 11,000 を超える数にのぼり、供給体制が整備されてきたところである。その一方で、木材利用ポイント事業の実施など、合法木材のさらなる信頼性・透明性の確保が要求される状況のなか、合法木材供給事業者認定団体、および認定事業者による自主的なモニタリングの実施が求められるようになってきている。

このような流れを受け、今年度の違法伐採対策・合法木材普及推進事業の中で、合法木材に関する認定団体及び認定事業者による自主的なモニタリングの試行実施調査を行った。この報告書は、その結果と検討を記述したものである。

モニタリング調査に当たっては、一般財団法人 林業経済研究所が主体となり実施した。

本報告書が合法木材の信頼性・透明性を上げるのに役立ち、さらなる合法木材供給の促進に寄与する一助になれば幸甚である。

最後に、自主的モニタリングの実施に当たりご協力いただいた認定団体及び認定事業者の皆様、本報告書の作成に当たってご協力いただいた各方面の皆様にあらためて感謝申し上げます次第である。

平成 26 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 吉条 良明

目 次

はじめに

I. 実施の概要	1
II. 合法木材モニタリング実施に関する考え方	2
1. アンケートの対応状況	2
2. 平成25年度の試行実施	2
(1) 試行実施に対する認定団体の方針	2
(2) 書面調査に関する意見	4
(3) 現地調査に関する意見	6
3. 次年度以降の実施	7
(1) 試行実施に対する認定団体の方針	7
(2) 次年度以降の実施に関する意見	8
III. 合法木材取扱書面調査.....	12
1. 認定要件に関する事項	14
(1) 合法木材を調達する際の確認について	14
(2) 分別管理の方法	14
(3) 帳票管理の方法	16
(4) 帳票の保管期間	18
(5) 合法木材証明に係る責任者の選定	20
2. その他	22
(1) 合法木材の取り扱い方	22
(2) 調達相手先の確認.....	24
(3) 供給先への証明状況	26
(4) 認定事業者研修への参加状況	29
3. 総合所見	32
IV. 合法木材取扱現地調査.....	33
1. 認定要件に関する事項	33
(1) 合法木材を調達する際の確認について	33
(2) 分別管理方針書の作成・公表	34
(3) 分別管理責任者の選定・公表	34
(4) 分別管理の実施状況	35

(5) 合法木材入出荷時の証明書必要事項の確認	36
(6) 分別管理責任者による確認	37
(7) 帳票管理方針書の作成・公表	38
(8) 帳票管理責任者の選定・公表	39
(9) 伝票類・管理簿の整理と問題発生時の確認体制の整備	41
(10) 管理簿の確認状況	42
(11) 帳票類の保管期間	42
2. その他	43
(1) 調達相手先の確認	43
(2) 供給先への証明状況	44
(3) 認定事業者研修への参加状況	45
3. 総合所見	46
V. 現場調査を実施した認定団体に対するヒアリング	47
1. 自主的モニタリングについて	47
2. 自主的モニタリングの事務局体制及び経費について	47
3. 合法木材の定義に関する認識	48
4. 合法木材ではないものに関する認識	49
5. 合法性の証明に関する検証（輸入木材・木材製品）	49
VI. まとめ	51

I. 実施の概要

合法木材推進の活動が開始されて以来、認定団体及び認定事業者による取り組み状況の確認は林野庁補助金によって行われてきた。しかし、昨今、木材利用ポイント事業により合法木材がポイント付与の対象になるなど、信頼性・透明性の確保がさらに要求される状況となり、合法木材に関する認定団体及び認定事業者による自主的なモニタリングの実施が求められるようになってきている。

このため、違法伐採対策・合法木材普及推進委員会においても、平成 24 年度より自主的モニタリングについての検討を行ってきた。

平成 25 年度は、7 月に開催された同委員会において、合法木材モニタリング実施指針（素案）、合法木材モニタリング実施方針ひな形（案）などが承認されるとともに、本年度において、自主的な書面調査、現場調査を行うよう認定団体に対して試行実施の協力依頼を行うこととして、具体的な実施のスケジュール等を検討した。

また、9 月に、各認定団体に対し、「合法木材モニタリング実施に関する考え方」のアンケートを行うとともに、書面調査、現場調査の依頼を行った。

また、平成 26 年 3 月初旬の時点で報告のあったものを集計し、分析を行うとともに、現場調査を実施した団体に対してのヒアリングを行った。

Ⅱ. 合法木材モニタリング実施に関する考え方

1. アンケートの対応状況

自主的モニタリングに対する認定団体としての考え方を徴するため、平成 25 年 9 月、これに関するアンケートを実施した。アンケートの依頼対象団体は全ての認証団体（145 団体）であり、このうち 91 認定団体から回答を得た。回答率は 63%であった。グループ別に見ると、

- ・全国団体は依頼対象団体 24 に対し回答団体 13 で回答率 54%、
- ・都道府県木連関係は依頼対象団体 64 に対し回答団体 52 で回答率 81%、
- ・都道府県森連関係は依頼対象団体 41 に対し回答団体 11 で回答率 27%、
- ・素材生産・チップ関係は依頼対象団体 16 に対し回答団体 15 で回答率 94%、

回答率で見ると素材生産・チップ関係及び都道府県木連関係で高く、都道府県森連関係で低いが、都道府県森連関係で回答率が低いのは、全国森林組合連合会が、今回の調査の前に、傘下の認定森林組合に対して自主点検シートによる書面調査を実施していたため、重複する調査の実施が困難であったことも理由の一つと考えられる。

2. 平成 25 年度の試行実施

(1) 試行実施に対する認定団体の方針

設問：「自主的モニタリングを実施するかどうか」

- ・「基本的に実施」が 4%（4 団体）、
- ・「可能な限り実施」が 41%（37 団体）
- ・「今年は難しい」が 49%（45 団体）
- ・「その他」が 14%（13 団体）となった（表Ⅱ－1）。

「基本的に実施」とする団体は極めて少なく、「今年は難しい」が半数を占める結果となった。

表Ⅱ 1 平成25年度の基本的方針

	団体数	回答件数	基本的に実施	可能な限り実施	今年度は難しい	その他
全国団体	24	13	1	3	7	2
都道府県木連関係	64	52	2	14	28	7
都道府県森連関係	41	11	0	5	4	1
素生協・チップ関係	16	15	1	5	6	3
合計	145	91	4	37	45	13

	団体数	回答率	基本的に実施	可能な限り実施	今年度は難しい	その他
全国団体	24	54%	8%	23%	54%	15%
都道府県木連関係	64	81%	4%	27%	54%	13%
都道府県森連関係	41	27%	0%	45%	36%	9%
素生協・チップ関係	16	94%	7%	33%	40%	20%
合計	145	63%	4%	41%	49%	14%

グループ別には、

- ・全国団体では「基本的に実施」が8%（1団体）、「可能な限り実施」が23%（3団体）、「今年は難しい」が54%（7団体）、「その他」が15%（2団体）、
- ・都道府県木連関係では「基本的に実施」が4%（2団体）、「可能な限り実施」が27%（14団体）、「今年は難しい」が54%（28団体）、「その他」が13%（7団体）、
- ・都道府県森連関係では「基本的に実施」が0%、「可能な限り実施」が45%（5団体）、「今年は難しい」が36%（4団体）、「その他」が9%（1団体）、
- ・素材生産・チップ関係では「基本的に実施」が7%（1団体）、「可能な限り実施」が33%（5団体）、「今年は難しい」が40%（6団体）、「その他」が20%（3団体）となった。

「基本的に実施」と「可能な限り実施」とを合わせると、全国団体と都道府県木連関係ではほぼ30%、素材生産・チップ関係では40%を占めた。

また、「可能な限り実施」は都道府県森連関係に多い。「今年度は難しい」とする認定団体は全国団体、都道府県木連関係に多い。

今回の調査で「今年度は難しい」が半数近くを占めた原因の一つとして、年度途中の依頼であったことから、事業者への周知、予算、スケジュールなどの面で間に合わなかったことが、一つの要因であったものと考えられる。

「今年度は難しい」とした認定団体の意見は次のようなものである。

ア. 全国団体

- 書面調査のみ実施する予定。

- 来年度実施する。
- 来年度以降の実施についての周知を図る。
- 理事会、合法木材研修等で理解を求めたうえでと考えており、今年度の試行的実施は難しい。

イ. 都道府県木連関係

- 書面調査は実施するが、現場調査は来年度以降実施する。
- 書面調査は毎年度末の取り扱い実施報告と同時に実施したい。
- 研修会参加事業体に書面調査を実施する予定。
- 書面調査を 30%程度で行う。
- 本年度は書面調査のみ。現場調査は事務局体制、認定事業者の認識を考慮すると難しい。
- 1 月末の研修会以降行う。
- 例年通り、100 社を対象とした現地調査を実施する。
- 全認定団体の 10%程度としたい。
- 平成 25 年度新規認定事業者を対象に実施する。
- 現地調査は本年度の研修会を通じて説明をしながら、2~3 年で実施したい。
- 今年度は試行。その経過により指針素案を手直しして来年度より実施する。
- 研修会を 1 / 3 を対象に実施したため、全員に周知できていない。
- 可能な限り実施したいが確約できない。
- 多忙のため対応できかねる。
- 事務局が 1 人なので手が回らない。

ウ. 都道府県森連関係

- 自主点検シートによって実施している。
- 日程的に可能であれば実施する。

エ. 素材生産・チップ関係

- 対象者を減らして実施する。
- 今年度の実施は困難である。
- 重要性は理解できるが、今回は実施を控える。

(2) 書面調査に関する意見

設問：「本年度、試行的に書面調査を実施するか」

91 認定団体のうち 73% (66 団体) から回答があり、このうち 71% (47 団体) が「全事業者を対象にして実施する」とした。また、「その他」が 29% (19 団体) あ

った（表Ⅱ 2）。

表Ⅱ 2 書面調査に対する意向

	全事業者に対して実施	その他	計
全国団体	7	1	8
都道府県木連関係	26	16	42
都道府県森連関係	7	0	7
素生協・チップ関係	7	2	9
合計	47	19	66

	全事業者(注2)	その他(注2)	計(注1)
全国団体	88%	13%	62%
都道府県木連関係	62%	38%	81%
都道府県森連関係	100%	0%	64%
素生協・チップ関係	78%	22%	60%
合計	71%	29%	73%

注1: 全回答件数に対する比率

注2: 「書面調査に対する意向」への回答件数に対する比率

グループ別に見ると、全国団体では、回答のあったのが62%（8団体）で、「全事業者を対象として実施する」が回答団体の88%（7団体）を占めた。

都道府県木連関係では、回答のあったのが81%（42団体）で、「全事業者を対象として実施する」が回答団体のうち62%（26団体）であった。

都道府県森連関係では64%（7団体）から回答を得たが、これらすべての団体が「全事業者を対象として実施する」とした。

素材生産・チップ関係では、回答のあったのが60%（9団体）で、「全事業者を対象」が回答団体のうち78%（7団体）となった。

書面調査に関する意見としては次のようなものがある。

ア. 全国団体

- 既に自主点検、現地ヒアリングを実施しており、調査項目が概ね一致するため、これに基づいて報告する。
- 実施体制なく、本年度は実施できない。

イ. 都道府県木連関係

- 書面調査は全事業者を対象に実施する。
- 研修会参加者に対して実施する。
- 前年度取扱実績のある事業者を対象に実施する。
- メールアドレスのある事業者に対して実施する。
- 実績報告調査と同時に実施する。
- 現場調査対象者を除いて実施する。

- 県産材認証制度の実施要領に基づいて実施している。
- 今年度は検討のみ行う。
- 来年度から実施する予定。
- 意見取りまとめの結果を待って、今年度の試行実施を行いたい。
- 次年度以降、関係する他組合と連動して行いたい。
- 今年度は実施しない。

ウ. 素材生産・チップ関係

- 本年度は事業者の方針等を説明し、来年度以降実施する考えである。
- 国有林材のみ扱っているので、現状で問題は生じていない。

(3) 現場調査に関する意見

設問：「現場調査を本年度、試行的に実施するか」

46%（42 団体）が現場調査を実施すると回答した（表Ⅱ 3）。

表Ⅱ 3 現場調査に関する意向 調査対象事業者数

	対象 事業者数	傘下 事業者数	平均比率	1～4%	5～9%	10～19%	20～29%	30%～	計
全国団体	102	347	29%		1	3		2	6
都道府県木連関係	487	4,380	11%	7	7	8	4		26
都道府県森連関係	9	97	9%			2	2		4
素生協・チップ関係	38	238	16%		3	2	1		6
合計	636	5,062	13%	7	11	15	7	2	42

	平均比率	1～4%	5～9%	10～19%	20～29%	30%～	計
全国団体	29%	0%	17%	50%	0%	33%	46%
都道府県木連関係	11%	27%	27%	31%	15%	0%	50%
都道府県森連関係	9%	0%	0%	50%	50%	0%	36%
素生協・チップ関係	16%	0%	50%	33%	17%	0%	40%
合計	13%	17%	26%	36%	17%	5%	46%

実施するとした認定団体に対して、「どの程度の事業者を対象に現場調査が行えるか」について確認したところ、これら 42 団体の傘下事業者数 5,062 事業者に対して、調査実施予定の事業者数は 636 事業者となり、実施比率は平均で 13%となった。

これを詳しく見ると、

- ・実施比率 1～4%とするものが 17%（7 団体）、
- ・5～9%とするものが 26%（11 団体）、
- ・10～19%とするものが 36%（15 団体）、
- ・20～29%とするものが 17%（7 団体）、
- ・30%以上とするものが 5%（2 団体）となり、10～19%の比率が最も高くなっている。

グループ別では、

- ・全国団体では、「実施する」とする団体が 46%（6 団体）で、実施比率で見ると、傘下事業者数 347 に対し調査予定事業者数 102 で平均 29%となった。このうち 10

～19%とするものが50%（3団体）、30%以上が33%（2団体）で比率が高い。

・都道府県木連関係では、実施するとする団体が50%（26団体）で、実施比率では傘下事業者数4,380に対し調査予定事業者数487で平均11%である。このうち1～4%とするものが27%（7団体）、5～9%が27%（7団体）、10～19%が31%（8団体）で比率が高い。

・都道府県森連関係では、実施するとする団体が36%（4団体）で、実施比率では全体では傘下事業者数97に対し調査予定事業者数9で平均9%である。このうち10～19%とするものと20～29%とするものがそれぞれ50%を占める。

・素材生産・チップ関係では、実施するとする団体が40%（6団体）で、実施比率では傘下事業者数238に対し調査予定事業者数38で平均11%となっている。このうち5～9%とするものが50%（3団体）、10～19%が33%（2団体）で比率が高い。

現場調査に関する意見としては、都道府県木連関係で次のものがあげられる。

○対象となる取扱実績の下限を示してほしい。

○10%に満たないが実施する。

○本年8月に独自調査を行ったので、本年度は実施しない。

3. 次年度以降の実施

(1) 試行実施に対する認定団体の方針

設問：「平成26年度以降の、自主的モニタリングを実施するに当たっての方針」

「現行体制のまま実施する」が32%（30団体）、「内部体制強化を図る」が26%（24団体）、「事業者負担を増やすための対策を講じる」が27%（25団体）となった（表II 4）。

表II 4

	現行体制 のまま	内部体制 の強化	事業者負担増 への対策	その他	計
全国団体	6	5	2	0	13
都道府県木連関係	14	9	18	13	54
都道府県森連関係	1	5	4	2	12
素生協・チップ関係	9	5	1	0	15
合計	30	24	25	15	94

	現行体制 のまま	内部体制 の強化	事業者負担増 への対策	その他	計
全国団体	46%	38%	15%	0%	100%
都道府県木連関係	26%	17%	33%	24%	100%
都道府県森連関係	8%	42%	33%	17%	100%
素生協・チップ関係	60%	33%	7%	0%	100%
合計	32%	26%	27%	16%	100%

「現行体制のまま実施する」が32%を占めて最も多いが、この中には「『現行体制のまま』で実施可能である」とするところと、「『内部体制強化』もできないし、『事業者負担を増やすための対策』も取れないから、『現行体制のまま』実施するより仕方がない」というところが含まれていると思われる。

グループ別に見ると、

・全国団体では「現行体制のままで実施する」が46%（5団体）、「内部体制の強化を図る」が38%（5団体）で、「事業者負担を増やすための対策を講じる」は15%（2団体）である。

・都道府県木連関係では「事業者負担を増やすための対策を講じる」が33%（18団体）、「現行体制のまま実施する」が26%（14団体）、「内部体制の強化を図る」が17%（9団体）の順になる。

・都道府県森連関係では「内部体制の強化を図る」が42%（9団体）、「事業者負担を増やすための対策を講じる」が33%（4団体）で、「現行体制のまま実施する」は8%（1団体）に過ぎない。

・素材生産・チップ関係では「現行体制のまま実施する」が60%（9団体）と多く、次いで「内部体制の強化を図る」が33%（5団体）となり、「事業者負担を増やすための対策を講じる」は7%（1団体）に過ぎない。

平成24年度に実施したアンケート（「平成24年度合法木材証明のモニタリング等に関する報告書」）によると、認定団体の事務局体制は常勤役職員と非常勤職員を含めて2～3人、このうち合法木材関係の事務局体制は1～2人ということで、人的体制の弱さがあることは確かである。

また、同じアンケートで「合法木材推進活動のための会費等の徴収」については、75団体のうち49%（37団体）が「徴収していない」とし、48%（36団体）が「徴収している」としていた。

さらに、「合法木材推進活動のための会費等の徴収に関する今後の方針」では、「新たに徴収を検討」が17%（13団体）、「増額を検討」が4%（3団体）、「従来通り徴収する」が36%（27団体）、「従来通り徴収しない」が27%（20団体）となっていた。

（2）次年度以降の実施に関する意見

「次年度以降の考え方」について、数多くのコメントが寄せられたが、これらは「積極的意見」、「中間的意見」、「消極的意見」に大別することができる。

ア．積極的意見

ア 1 全国団体

- 本年度から着手の予定である。
- 外部からの応援も得て実施する。

○現行体制で出来る範囲で実施する。

ア 2 都道府県木連関係

○現行体制で、出来る範囲で実施する。

○更新時の現場調査と同時にすれば、現体制で実施可能である。

ア 3 素材生産・チップ関係

○認定事業者が少ないので、内部だけで実施可能である。

イ. 中間的意見

イ 1 全国団体

○認定団体の 10%を現地調査するには、臨時的応援要員が必要である。

イ 2 都道府県木連関係

○業務多忙のため、臨時職員雇用が必要である。

○現行 1 人体制から 2 人体制にすることが必要である。

○現行職員では対応不可能。内部体制強化が必要である。

○各支部の協力を求める。

○関連組合との協力体制について協議する。

○行政機関の協力を求める。現段階では分からない部分もあるので、今後、工夫が必要である。

○当面の経費のやりくりは可能。調査対象事業者数が急増するようだと事務局体制の強化が必要である。

○市場等供給者側の取り組みが必要であるし、行政も含めたモニタリングが必要である。さらに、書類を補完する現物表示が必要である。

○次年度以降、理事会、総会でモニタリング事業について理解を深めたいので、実施する必要がある。

イ 3 都道府県森連関係

○現在、全森連が実施している自主的点検シートの活用でよいと思う。

イ 4 素材生産・チップ関係

○実施に向けて打ち合わせ会議を開催する。

○事務所内の連携もさることながら、認定事業者の意識改革が必要である。

ウ. 消極的意見

ウ 1. 全国団体

- 書面調査は実績報告書と同時であれば可能だが、現地調査は体制、経費についての検討が必要である。
- 認定エリアが広く、地域支部のない団体にとっては負担となる。しかし、会員にその負担を求めることはできない。
- 全ての認定団体、認定事業者が確実に取り組まなければ、信頼性向上につながらない。

ウ 2. 都道府県木連関係

- 事務局員が1名であり、経費も確保できない。
- 事務局員が不足しており、手が回らない。
- 調査員雇用の負担は困難である。何らかの支援策が必要である。
- 需要者側から証明書添付の要請がほとんどない中で、経費負担を生産者に求めるのは、理由づけからして難しい。
- 納材先から証明書提示の要求が少ない。事業者負担は現実的に不可能。人員増加も不可能であり、再考を要する。
- 現状では現場調査は困難であり、書面調査のみ行う。合法木材の納品依頼が少ない。
- 合法木材の納品要求が少なく、メリットがない。事業者負担は難しく、事務局員確保も難しい。
- 当初予測できなかった負担が確実に増加する。利用ポイント事業の結果によっては取り扱いを続行するか、抜本的見直しの声の出るのを危惧する。
- 労力、経費も含めた対策を行わなければ実施は困難である。
- 外部委託で処理するなどの方法を検討されたい。
- 業界の不況、消費税アップなどある中で、事業者負担増には応じられない。
- 実施報告、モニタリングなど一方的な指示であり、十分検討しないままの実行には疑問がある。経費補助は考えられないか。

ウ 3. 都道府県森連関係

- 現地調査は調査対象数や内容によって負担が生じるため、検討を

要する。

○事業者の負担金増は難しい。

ウ 4. 素材生産・チップ関係

○予算措置による調査委託も考慮する必要がある。

○現地調査には体制及び経費についての検討・対応が必要である。

○納材先から証明書の要求が少ない。このような中で、事業者負担増、人員増は不可能である。

○外部委託で処理する方法を検討されたい。

Ⅲ. 合法木材取扱書面調査

平成 25 年 11 月、全認定団体に対し、試行的にはあるが、年度内に書面調査を実施してもらうよう依頼した。

これに対し、平成 26 年 2 月 17 日の時点で、49 団体から本年度中に実施する旨の連絡があった。

このうち、平成 26 年 3 月 4 日時点で報告書の提出のあったのは 20 団体であった。これら 20 団体からの回答は、傘下の事業者総数 2,203 事業者に対し 899 事業者からのものであり、回答率は 41%であった（表Ⅲ 1）。

表Ⅲ 1 合法木材調達の際の伝票・証明書などの確認

団体	傘下 事業者数	回答件数	全て している	すること 多い	すること 少ない	全く していない
A	59	55	29	7	17	2
B	114	89	39	17	27	6
C	189	48	16	10	17	2
D	269	24	8	3	8	2
E	97	7	7	0	0	0
F	158	105	41	28	22	8
G	40	13	4	2	6	1
H	173	117	53	28	21	10
I	112	47	19	10	16	2
J	240	52	13	12	22	5
K	94	17	1	2	7	7
L	186	103	53	26	15	3
M	15	15	0	0	15	0
N	11	10	3	5	2	0
O	21	21	12	6	3	0
P	68	68	38	22	8	0
Q	97	11	6	3	2	0
R	48	25	14	3	8	0
S	169	50	15	10	5	0
T	43	22	8	2	8	4
合計	2,203	899	379	196	229	48

団体	傘下 事業者数	回答件数	全て している	すること 多い	すること 少ない	全く していない
A	59	93%	53%	13%	31%	4%
B	114	78%	44%	19%	30%	7%
C	189	25%	33%	21%	35%	4%
D	269	9%	33%	13%	33%	8%
E	97	7%	100%	0%	0%	0%
F	158	66%	39%	27%	21%	8%
G	40	33%	31%	15%	46%	8%
H	173	68%	45%	24%	18%	9%
I	112	42%	40%	21%	34%	4%
J	240	22%	25%	23%	42%	10%
K	94	18%	6%	12%	41%	41%
L	186	55%	51%	25%	15%	3%
M	15	100%	0%	0%	100%	0%
N	11	91%	30%	50%	20%	0%
O	21	100%	57%	29%	14%	0%
P	68	100%	56%	32%	12%	0%
Q	11	11%	55%	27%	18%	0%
R	25	52%	56%	12%	32%	0%
S	50	30%	30%	20%	10%	0%
T	22	51%	36%	9%	36%	18%
合計	1,778	41%	42%	22%	25%	5%

団体別の回答率は、団体 M、団体 O、団体 P の 100%から、団体 E の 7%までさまざまであるが、90～99%2 団体、70～79%1 団体、60～69%2 団体、50～59%3 団体、40～49%1 団体、30～39%2 団体、20～29%2 団体、10～19%2 団体、1～9%2 団体となっている。

1. 認定要件に関する事項

(1) 合法木材を調達する際の確認について

設問：「合法木材を調達する際、伝票や証明書などによって合法木材であることを確認しているか」

調達の際の伝票・証明書などの確認については、「全て確認している」が 42% (379 事業者)、「確認することが多い」が 22% (196 事業者) で、これらを合わせると 64% となる (表Ⅲ 1)。

反面、「確認することは少ない」は 25% (229 事業者)、「全く確認していない」が 5% (48 事業者) で、合わせて 30%となる。

団体別に見ると、団体 E のようにすべての事業者が「全て確認している」ところもあるが、団体 M のように「全て確認している」とする事業者が全くないところもある。団体 M では「確認することは少ない」が 100%となっている。

また、「全く確認していない」の多いのは団体 K で 41%となり、次いで団体 T の 18%である。

なお、団体担当者のコメントとして、「国産材 合法木材との理解があるようだ」などがある。

調達相手先が認定事業者であっても、合法木材でない木材を取り扱う可能性があることから、調達された木材が合法木材であるかどうかを確認する必要がある。また、合法木材推進活動にとって必要なのは、納入された木材が合法木材であることを伝票、証明書などで確認することであり、この確認なくして合法木材の推進はないといえる。

(2) 分別管理の方法

設問：「どのような方法で分別管理をしているか」

分別管理の実施方法については、「全量合法木材なので、特に分別管理を行う必要がない」が 54% (481 事業者) で最も多く、次いで「分別管理場所を設定し、分別管理している」が 26% (238 事業者) を占める (表Ⅲ 2)。

表Ⅲ 2 分別管理の方法

団体	場所設定	ロット積み	製品・梱包	全量合法 必要なし	その他
A	24	0	2	28	2
B	18	11	3	47	8
C	7	5	6	25	3
D	9	4	1	9	1
E	5	0	1	1	0
F	37	6	8	46	6
G	5	1	2	4	0
H	20	5	8	70	10
I	7	2	2	36	0
J	9	2	2	32	7
K	10	0	1	4	4
L	42	2	1	52	1
M	0	0	0	15	0
N	1	2	0	6	1
O	8	0	1	12	0
P	23	4	0	36	5
Q	6	1	0	3	1
R	7	2	3	12	1
S	0	0	1	29	0
T	3	2		14	3
合計	238	40	38	481	50

団体	場所設定	ロット積み	製品・梱包	全量合法 必要なし	その他
A	44%	0%	4%	51%	4%
B	20%	12%	3%	53%	9%
C	15%	10%	13%	52%	6%
D	38%	17%	4%	38%	4%
E	71%	0%	14%	14%	0%
F	35%	6%	8%	44%	6%
G	38%	8%	15%	31%	0%
H	17%	4%	7%	60%	9%
I	15%	4%	4%	77%	0%
J	17%	4%	4%	62%	13%
K	59%	0%	6%	24%	24%
L	41%	2%	1%	50%	1%
M	0%	0%	0%	100%	0%
N	10%	20%	0%	60%	10%
O	38%	0%	5%	57%	0%
P	34%	6%	0%	53%	7%
Q	55%	9%	0%	27%	9%
R	28%	8%	12%	48%	4%
S	0%	0%	2%	58%	0%
T	14%	9%	0%	64%	14%
合計	26%	4%	4%	54%	6%

これに対し「ロット積みにし、表示をして分別管理している」は 4% (40 事業者)、「製品または梱包ごとにカード等で識別し、分別管理している」も同じく 4% (38 事業者) で少ない。

団体別には、団体 M では全ての事業者が「全量合法木材なので、特に分別管理を行う必要がない」とした。また、団体 E のように「分別管理場所を設定し、分別管理している」が 71%、「全量合法木材なので、特に分別管理を行う必要がない」が 14% というところもある。

なお、コメントとしては『全量合法木材なので、分別管理の必要なし』が、全て証明書を徴しているか疑問がある」というものがある。

認定事業者から調達した木材であっても、当該認定事業者の物品が全て合法木材であることが確認されない限り、分別管理は必要である。

「全量合法木材なので、分別管理の必要なし」の比率が極めて高いが、これは「国産材、県産材は合法木材である」と認識している事業者が多いことによるものと考えられる。

県産材の場合、各県によって県産材認証の条件が異なり、合法性が条件に含まれる場合と含まれない場合がある。合法性が条件に含まれていても、合法であることの証明を合法木材の認定システム、すなわち「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づいて行っているところが多い。

このため県産材であるから合法木材であるとはいえず、逆に、「ガイドライン」に基づいて合法性の証明された県産材が「合法性を証明された県産材」ということになる。

また、国産材についても「国内において違法伐採は考えられない」ということから、「国産材 合法木材」と認識されているようだが、合法木材推進活動でいう合法木材は、上で述べたように、あくまでも「ガイドライン」に則って生産・加工・流通された木材を指すのであるから、一概に「国産材 合法木材」とは言いえない。

このようなことから「国産材、県産材 合法木材」という考え方に対しては、原則、書類等により合法木材の証明を確認する必要があること、県産材については「合法性を証明された県産材」であるかどうかを確認する必要があることについて、引き続き指導していく必要がある。

(3) 帳票管理の方法

設問：「どのような方法で帳票管理をしているか」

帳票管理方法については「全量合法木材なので、合法木材を特定した管理はしていない」が 48% (429 事業者) であるのに対し、「合法木材管理簿は作成していないが、伝票綴りで管理している」が 32% (286 事業者) であり、「伝票を基に合法木材管理簿を作成し、入出荷、在庫の管理をしている」はわずか 8% (68 事業者) に過ぎない (表 III 3)。

表Ⅲ 3 帳票管理の方法

団体	管理簿	伝票	全量合法、 必要なし	その他
A	10	17	26	2
B	6	37	41	4
C	0	17	24	2
D	3	14	6	1
E	2	5	0	0
F	11	15	44	2
G	1	7	4	0
H	7	39	61	6
I	2	7	36	2
J	0	19	26	7
K	2	3	4	5
L	11	41	43	4
M	0	0	15	0
N	1	3	6	0
O	5	9	7	0
P	4	27	32	5
Q	3	5	2	1
R	0	14	11	0
S	0	4	26	0
T	2	3	15	2
合計	68	286	429	35

	管理簿	伝票	全量合法、 必要なし	その他
A	18%	31%	47%	4%
B	7%	42%	46%	4%
C	0%	35%	50%	4%
D	13%	58%	25%	4%
E	29%	71%	0%	0%
F	10%	14%	42%	2%
G	8%	54%	31%	0%
H	6%	33%	52%	5%
I	4%	15%	77%	4%
J	0%	37%	50%	13%
K	12%	18%	24%	29%
L	11%	40%	42%	4%
M	0%	0%	100%	0%
N	10%	30%	60%	0%
O	24%	43%	33%	0%
P	6%	40%	47%	7%
Q	27%	45%	18%	9%
R	0%	56%	44%	0%
S	0%	8%	52%	0%
T	9%	14%	68%	9%
合計	8%	32%	48%	4%

団体別には、「管理簿で管理している」事業者が全くない団体が5団体ある。「管理簿で管理している」とするものの多いところでも団体Eの29%、団体Qの27%、団体Oの24%と1/3に満たない。また、事業者の半数以上が「伝票綴りで管理している」ところは団体E（71%）、団体D（58%）、団体R（56%）の3団体ある。

さらに、半数以上が「全量合法木材なので、合法木材を特定した管理はしていない」としているところは団体Mの100%を筆頭に、団体I（77%）、団体T（68%）、団体N（60%）、団体H（52%）、団体S（52%）、団体C（50%）、団体J（50%）と7団体となり、全団体の1/3に上る。

なお、コメントとしては次のものがある。

- 国産材 合法木材との認識があるようで、合法木材証明制度の意義に関する理解が必ずしも十分でないことを示している。
- 『全量合法木材なので、合法木材を特定した管理はしていない』とするものは、『違法なものはない』という考えの裏返しで回答しているのではないと思われる。
- 「統一したやり方ではないが、例を示して指導している。事業体ごとに帳簿作成の仕方が異なるので、その中で合法木材が把握できるようにしている。
- 納品伝票または請求書に合法木材関連の表示があり、伝票で管理している。
- 『全量合法木材なので、合法木材を特定した管理はしていない』については改善指導、『その他』に関しては詳細確認の必要がある。
- 『その他』とした事業者には「帳票管理していない」もの、売上傳票と一緒に保管しているもの、ISO対応などが含まれる。
- 帳票管理については、管理簿を作成している例が少なく、今後の課題としたい。
- 全量合法木材との意識が強いため、合法木材に係る帳票管理が行われていない。

帳票管理は普段軽視される傾向にあるが、帳票管理は分別管理とともに合法木材を推進するうえで車の両輪の役割を果たす。分別管理が、各時点において合法木材とそうでないものとははっきり区分しているかを確認するのに対し、帳票管理は合法木材がどのように取扱われてきたかを確認するためのものである。このため、信頼性・透明性の確保のためには、合法木材の入出荷、加工、在庫を常時把握し、帳票として整理・管理しておく必要がある。

また、帳票管理を行うことによって、合法木材の取扱量の把握が容易になるといえる。

（４）帳票の保管期間

設問：「帳票の保管期間はどのくらいか」

帳票の保管期間については、「5年間保管している」が55%（451事業者）。「保管しているが5年ではない」が19%（156事業者）となっているが、期間については2～3年が多いようである（表Ⅲ 4）。

表Ⅲ 4 帳票の保管期間

団体	5年間	保管 5年でない	その他
A	39	6	7
B	42	26	17
C	21	9	11
D	14	4	4
E	6	1	0
F	60	18	20
G	9	0	2
H	67	18	23
I	23	10	14
J	21	15	16
K	2	2	10
L	60	24	8
M	15	0	0
N	6	4	
O	14	6	1
P	45	12	11
Q	7	1	3
R	22	3	0
S	14	11	0
T	8	4	10
合計	451	156	147

団体	5年間	保管 5年でない	その他
A	71%	11%	13%
B	47%	29%	19%
C	44%	19%	23%
D	58%	17%	17%
E	86%	14%	0%
F	57%	17%	19%
G	69%	0%	15%
H	57%	15%	20%
I	49%	21%	30%
J	40%	29%	31%
K	12%	12%	59%
L	58%	23%	8%
M	100%	0%	0%
N	60%	40%	0%
O	67%	29%	5%
P	66%	18%	16%
Q	64%	9%	27%
R	88%	12%	0%
S	28%	22%	0%
T	36%	18%	45%
合計	55%	19%	18%

団体別には、「5年間保管している」とする事業者が半数以上であるのは、団体 M の 100%を筆頭に 13 団体である。

コメントとしては次の通りである。

- 5年間の保管について指導を強めたい。
- 「保管しているが5年ではない」については改善指導、「その他」については詳細確認の必要がある。
- 「保管しているが5年ではない」としたものの中には、認定取得後保管していないもの、認定取得後年数の浅いものが含まれる。
- 「保管しているが5年ではない」については今後の指導の参考にしたい。

帳票類の保管期間については、会計法上、国と国以外の者との金銭債権の時効は5年間となっているので、公共事業への供給も考えると5年間の保管が望ましいと考えられる。

(5) 合法木材証明に係る責任者の選定

設問：「合法木材証明の責任者を選定しているか」

分別管理責任者、帳票管理責任者の責任者の選定と公表については、「分別管理と帳票管理の責任者を選定しているが、公表していない」が最も多く 58% (480 事業者) であり、「分別管理と帳票管理の責任者を選定し、公表している」が 28% (228 事業者) である (表Ⅲ 5)。

公表しているかどうかはともかく、ほとんどすべての事業者で選定されている。

表Ⅲ 5 責任者の選任

団体	選任し 公表している	選任しているが 公表していない	その他
A	19	31	5
B	24	58	4
C	9	24	9
D	6	15	0
E	0	7	0
F	20	80	5
G	8	5	0
H	29	71	10
I	4	29	14
J	5	31	16
K	8	7	2
L	37	60	4
M	15	0	0
N	2	8	0
O	9	11	1
P	33	32	3
Q	0	11	0
R	1	22	2
S	10	17	0
T	3	18	1
合計	228	480	73

団体	選任し 公表している	選任しているが 公表していない	その他
A	35%	56%	9%
B	27%	65%	4%
C	19%	50%	19%
D	25%	63%	0%
E	0%	100%	0%
F	19%	76%	5%
G	62%	38%	0%
H	25%	61%	9%
I	9%	62%	30%
J	10%	60%	31%
K	47%	41%	12%
L	36%	58%	4%
M	100%	0%	0%
N	20%	80%	0%
O	43%	52%	5%
P	49%	47%	4%
Q	0%	100%	0%
R	4%	88%	8%
S	20%	34%	0%
T	14%	82%	5%
合計	28%	58%	9%

コメントとしては次の通りである。

- 「両責任者を選定しているが、公表していない」の比率が高いが、「合法木材ナビ」に掲載し公表していることを了知していないのか、公表の具体的手続き・内容がわからないということか疑問である。
- 責任者の選定については特に問題はないと思われる。
- 選定について誤解している人もおり、今後指導を強めたい。
- それぞれの事業者の責任であり、公表していない。
- 「両責任者を選定しているが、公表していない」は改善指導、「その他」については詳細確認の必要がある。
- 小規模経営事業体の場合は、暫定的に代表者が責任者になっている。
- 「担当者ごとの対応になっている」という事業者もある。
- 認定時に、分別管理責任者と帳票管理責任者を選定し、帳票として作成することとしている。このため、基本的に「その他」はあり得ないが、現実として選定していない場合も考えられる。これについては今後の指導の参考としたい。

分別管理責任者、帳票管理責任者については、信頼性・透明性の向上の点から、公表されることが望ましいと考えられる。

2. その他

(1) 合法木材の取り扱い方

設問：「どのような方針で合法木材を取り使っているか」

合法木材の取り扱い方針については、「全てを合法木材にする」が最も多く 52% (434 事業者) で、「できるだけ合法木材にする」が 22% (183 事業者)、「要請のあった時だけ」が 21% (173 事業者) となる (表Ⅲ 6)。

「全てを合法木材にする」と「できるだけ合法木材にする」で 3/4 となっている。

表3 6 合法木材の取り扱い方針

団体	全て合法	出来るだけ	要請時だけ
A	40	5	10
B	45	24	18
C	19	10	12
D	11	6	6
E	6	1	0
F	50	24	33
G	5	1	7
H	65	26	25
I	31	6	10
J	30	7	15
K	2	6	9
L	59	24	17
M	0	15	0
N	7	2	1
O	14	6	1
P	46	17	5
Q	4	3	4
R	13	5	7
S	28	0	1
T	11	5	6
合計	434	183	173

団体	全て合法	出来るだけ	要請時だけ
A	73%	9%	18%
B	51%	27%	20%
C	40%	21%	25%
D	46%	25%	25%
E	86%	14%	0%
F	48%	23%	31%
G	38%	8%	54%
H	56%	22%	21%
I	66%	13%	21%
J	58%	13%	29%
K	12%	35%	53%
L	57%	23%	17%
M	0%	100%	0%
N	70%	20%	10%
O	67%	29%	5%
P	68%	25%	7%
Q	36%	27%	36%
R	52%	20%	28%
S	56%	0%	2%
T	50%	23%	27%
合計	52%	22%	21%

団体別に見ると、「全てを合法木材にする」の多いのは団体 E(86%)、団体 A(73%)、団体 N(70%) などで、少ないのは団体 K(12%)、団体 M(0%) などである。団体 M は全ての事業者が「できるだけ合法木材にする」としている。

「要請のあった時だけ合法木材にする」の比率の高いのは団体 G の 54%、団体 K の 53% であり、低いのは団体 E(0%)、団体 M(0%)、団体 S(2%)、団体 O(5%)、団体 P(7%) などである。

コメントとしては次の通りである。

- 「要請のあった時だけ」とした事業者については、「全てを合法木材にする」に変更するよう指導していく必要がある。
- 購入、出荷はすべて合法木材になるよう指導しているが、まだ徹底されていない。
- 「出来るだけ合法木材にする」、「要請のあった時だけ」については改善指導の必要がある。
- 「全て合法木材である」と考えている事業者が多いが、要請があれば証明する事業者もいる。合法木材であることを、敢えて自発的に証明する事業者は少ない。
- 「要請があった時だけ」に対しては、合法木材は合法木材として取り扱うよう指導の必要がある。
- 自社の取扱製品は全て合法木材であるとの意識が強く、制度に基づいて証明を行う意識が低い。
- 合法木材としての認識が定着してきている。

合法木材推進のためには、「要請のあった時だけ」ではなく、「全てを合法木材にする」、「出来るだけ合法木材にする」を基本的な取り扱い方針として活動することが望まれる。

(2) 調達相手先の確認

設問：「調達相手先が認定事業者であることを HP などで確認しているか」

調達相手先が認定事業者であるかどうかの確認については、「全て確認している」が 40% (331 事業者) と最も多く、「確認することが多い」の 29% (238 事業者) と合わせて 69% (569 事業者) となる (表Ⅲ 7)。

これに対し「確認しているところは少ない」は 22% (182 事業者) であり、「全く確認していない」も 11% (88 事業者) ある。

表Ⅲ 7 調達相手先が認定事業者であるかの確認

団体	全て確認	確認することが多い	確認することは少ない	全くない
A	32	7	13	3
B	31	30	17	9
C	15	14	10	7
D	7	6	6	2
E	6	1	0	0
F	39	25	23	11
G	6	2	3	2
H	35	40	19	16
I	21	10	9	7
J	13	12	16	11
K		5	6	8
L	36	32	26	4
M	15	0	0	0
N	2	5	1	1
O	10	9	1	0
P	28	18	15	7
Q	5	4	2	0
R	12	5	1	7
S	12	8	7	2
T	6	5	7	4
合計	331	238	182	88

団体	全て確認	確認することが多い	確認することは少ない	全くない
A	58%	13%	24%	5%
B	35%	34%	19%	10%
C	31%	29%	21%	15%
D	29%	25%	25%	8%
E	86%	14%	0%	0%
F	37%	24%	22%	10%
G	46%	15%	23%	15%
H	30%	34%	16%	14%
I	45%	21%	19%	15%
J	25%	23%	31%	21%
K	0%	29%	35%	47%
L	35%	31%	25%	4%
M	100%	0%	0%	0%
N	20%	50%	10%	10%
O	48%	43%	5%	0%
P	41%	26%	22%	10%
Q	45%	36%	18%	0%
R	48%	20%	4%	28%
S	24%	16%	14%	4%
T	27%	23%	32%	18%
合計	40%	29%	22%	11%

団体別には、半数以上が「全て確認している」としているのは団体 M (100%)、団体 E (86%)、団体 A (58%) の 3 団体である。逆に「全て確認している」が少ないのは団体 K (0%)、団体 N (20%)、団体 S (24%)、団体 J (25%)、団体 T (27%) などである。また、「確認することが多い」とする事業者は団体 N (50%) 団体 O (43%) で多い。

これに対し、「確認しているところは少ない」については団体 K(35%)、団体 T(32%)、団体 J (31%) で多く、「全く確認していない」は団体 K (47%)、団体 R (28%) 団体 J (21%) で多い。

コメントとしては次の通りである。

- 今後、「確認しているところは少ない」、「全く確認していない」を「全て確認している」に変更するよう指導していく必要がある。
- 必要がある場合は確認することが多い。一般に小さなマーケットであり、信頼関係で商売が行われていると考えられる。なお、認定事業者名簿は木産協 HP に掲載しており、いつでも確認できる。
- 市場からの原木購入者が多く、確認の利点が多い。また、通常取引先は確認している。
- 認定事業者である市場で証明書を発行しないところがある。
- 要請のあった物件はすべて確認している。
- 「確認しているところが多い」、「確認しているところは少ない」、「全く確認していない」については改善指導の要あり、特に「全く確認していない」については厳しい指摘及び改善の必要がある。
- 「相手先が決まっているので、改めて確認する必要がない」とする事業者もある。
- 必要に応じて確認していると考えている。
- 「全く確認していない」、「確認しているところは少ない」については、確認するよう指導する必要がある。
- 取引先の施工業者から証明を求められないため、調達先が認定業者かどうかを確認することも少ない。

積極的に合法木材を取り扱うためには、調達相手先を確認し、合法木材取扱認定事業者からの調達を心がけることが望まれる。

(3) 供給先への証明状況

設問：「合法木材を供給する際に、伝票や証明書などによって証明しているか」

供給の際の伝票・証明書などによる証明については、最も多いのが「証明することは少ない」で 51% (372 事業者) である。次いで「全て証明している」の 35% (250

事業者)、「証明することが多い」の24% (171事業者) となり、両者で59% (321事業者) を占める (表Ⅲ 8)。

このほか「全く証明していない」も10% (71事業者) となっている。

表Ⅲ 8 供給の際の伝票・証明書などによる合法木材の証明

団体	全て している	することが 多い	することは 少ない	全く していない
A	20	7	26	2
B	19	25	38	6
C	9	9	21	5
D	5	5	14	0
E	2	5	0	0
F	36	16	43	8
G	4	3	6	1
H	31	16	55	11
I	14	10	20	3
J	13	6	23	10
K	0	2	6	6
L	34	21	40	6
M	0	0	15	0
N	3	5	1	1
O	9	5	7	0
P	32	22	13	1
Q	5	2	3	1
R	5	3	16	1
S	8	9	10	3
T	1	0	15	6
合計	250	171	372	71

団体	全て している	することが 多い	することは 少ない	全く していない
A	36%	13%	47%	4%
B	21%	28%	43%	7%
C	19%	19%	44%	10%
D	21%	21%	58%	0%
E	29%	71%	0%	0%
F	34%	15%	41%	8%
G	31%	23%	46%	8%
H	26%	14%	47%	9%
I	30%	21%	43%	6%
J	25%	12%	44%	19%
K	0%	12%	35%	35%
L	33%	20%	39%	6%
M	0%	0%	100%	0%
N	30%	50%	10%	10%
O	43%	24%	33%	0%
P	47%	32%	19%	1%
Q	45%	18%	27%	9%
R	20%	12%	64%	4%
S	16%	18%	20%	6%
T	5%	0%	68%	27%
合計	35%	24%	51%	10%

団体別には、「全て証明している」が多いのは団体 P (47%)、団体 Q (45%)、団体 O (43%) であり、少ないのは団体 K (0%)、団体 M (0%)、団体 T (5%)、団体 S (16%)、団体 C (19%)、団体 R (20%) などである。

また、「証明することが多い」は団体 E (71%)、団体 N (50%) で比率が高い。

これに対し「証明することは少ない」は団体 M (100%)、団体 T (68%)、団体 R (64%) で、また、「全く証明していない」は団体 K (35%)、団体 T (27%) で多くなっている。

コメントとしては次の通りである。

- 「証明することは少ない」、「全く証明していない」とした事業者は証明の連鎖に関する理解が十分でない。
- 今後、取引相手側から証明書を求められなくても、発行・交付するよう指導していく必要がある。
- 必要がある場合は証明していると考えられる。
- 納品先からの要請に対応が出来るようにしている。
- 要請のあった物件はすべて確認している。
- 「全て証明している」に向けて改善指導の必要がある。
- 要請があれば証明をしているという事業所が多い。
- 供給先から要請がない場合は、証明書を発行していない。
- 出来るだけ証明を付けるよう指導していく。
- 必ず証明を付けるよう指導する必要がある。
- 「証明することは少ない」が多いのは、施工業者が証明を求めることが少ないことを示している。

合法木材は CoC の流れの中で、伝票、証明書などによって合法性が証明されたものであるから、「要望があった時だけ証明等を発行する」ということでは、証明の連鎖が途切れることになる。これではそれ以前の段階で合法性を証明してきた努力が無駄になってしまうので、常時、合法木材であることを証明する伝票や証明書等を発行することが望まれる。

(4) 認定事業者研修への参加状況

設問：「認定団体が実施する認定事業者研修へ参加しているか」

認定事業者研修への参加については、「分別管理責任者・帳票管理責任者が常に参加」が 53% (381 事業者) と最も多く、次いで「分別管理責任者・帳票管理責任者が時々参加」が 25% (182 事業者) で、両者合わせて 78% (563 事業者) となる (表Ⅲ 9)。

表Ⅲ 9 認定事業者研修への参加

団体	分別管理責任者、 帳票管理責任者が		これら以外の者が		誰も参加 したことない
	常に参加	時々参加	常に参加	時々参加	
A	18	13	4	7	13
B	48	26	2	6	7
C	19	6	4	2	13
D	9	8	2	4	1
E	5	2	0	0	0
F	56	29	7	7	9
G	1	5		3	4
H	49	24	6	12	22
I	30	0	17	0	0
J	7	7	0	5	33
K	3	4	0	3	6
L	52	19	5	8	17
M	15	0	0	0	0
N	4	4	0	1	1
O	7	7	0	4	3
P	58	4	5	1	0
Q		1	1	1	0
R	8	10	0	3	4
S	4	11	1	1	11
T	5	2	0	3	12
合計	381	182	47	71	129

団体	分別管理責任者、 帳票管理責任者が		これら以外の者が		誰も参加 したことない
	常に参加	時々参加	常に参加	時々参加	
A	33%	24%	7%	13%	24%
B	54%	29%	2%	7%	8%
C	40%	13%	8%	4%	27%
D	38%	33%	8%	17%	4%
E	71%	29%	0%	0%	0%
F	53%	28%	7%	7%	9%
G	8%	38%	0%	23%	31%
H	42%	21%	5%	10%	19%
I	64%	0%	36%	0%	0%
J	13%	13%	0%	10%	63%
K	18%	24%	0%	18%	35%
L	50%	18%	5%	8%	17%
M	100%	0%	0%	0%	0%
N	40%	40%	0%	10%	10%
O	33%	33%	0%	19%	14%
P	85%	6%	7%	1%	0%
Q	0%	9%	9%	9%	73%
R	32%	40%	0%	12%	16%
S	8%	22%	2%	2%	22%
T	23%	9%	0%	14%	55%
合計	53%	25%	7%	10%	18%

このほか「これら以外の者が常に参加」が7%（47事業者）、「これら以外の者が時々参加」が10%（71事業者）となる。

60%の事業者で分別管理責任者か帳票管理責任者、もしくはその他の者が「常に」研修会に出席しており、35%では誰かが「時々」参加している。

しかし、18%にあたる129事業者では、これまで「誰も出席したことがない」とした。

団体別には、「分別管理責任者・帳票管理責任者が常に参加」は団体M（100%）、団体P（85%）、団体E（71%）で多く、「分別管理責任者・帳票管理責任者が時々参加」は団体N（40%）、団体R（40%）、団体G（38%）が多い。

また、「これら以外の者が常に参加」では団体I（36%）で非常に多く、「これら以外の者が時々参加」は団体G（23%）で多くなっている。

「誰も出席したことがない」については団体Q（73%）、団体J（63%）、団体T（55%）で非常に多い。

コメントとしては次のようなものがある。

- A ○研修会への参加要請を強化してかなければならない。
- 「誰も出席したことがない」とする事業者に対しては、今後、認定事業者とすることができないようにすることも検討していかねばならない。
 - 「誰も出席したことがない」とした事業者は最近認定されたもので、未受講となっている。認定の際には、資料の提供と簡単な説明は行っている。
 - 3年に1度の研修への参加は定着しており、また、内容によって必要な研修には参加している。
 - 常時参加に向け、意識啓発の必要がある。
 - これまで研修会を開催したことがないので、開催した場合、参加できるかを聞いた。結果は「参加できる」64%、「参加できない」36%となった。
 - 「誰も出席したことがない」とした事業者は遠隔地がほとんどである。
 - 「誰も出席したことがない」とした事業者は新規認定である。認定の際に資料の配布や簡単な説明を行っている。
 - 研修会への出席は継続認定の要件となっており、2年に1回は必ず出席することになる。平成25年度は、木質バイオマスの認定を付加したため、半数以上の事業者が受講している。また平成26年度は更新時期であり、平成25年11月、12月に全事業者が受講している。
 - 研修への参加が少ないため、今後は開催方法の改善が必要である。

認定事業者研修では、合法木材を推進していくうえでの注意事項が示されたり、関連事項に関する講習会なども開催されるので、分別管理責任者、帳票管理責任者は出席す

る必要がある。

3. 総合所見（認定団体による総合的コメント）

- 適切な取扱いをし、認定要件を満たそうとの意識が感じられる。しかし、証明書の発行は少ない。これは需要者が合法木材の必要性を感じていないためで、必要性を感じる施策が期待される。
- 本制度に関する理解も様々で、合法木材とその取扱いに対する誤った理解も多くみられた。今後、研修を通して一層の周知徹底を図るとともに、必要に応じて現場調査を実施することで、具体的な指導を強化していく。
- 幅広い業態の集まりなので、合法木材の取扱いにも温度差がある。木質バイオマスやポイント事業で関心は高まっており、この機に徹底を図りたい。
- 証明書の発行は少ないが、発行する場合は必ず調達時に受領した伝票・証明書の証拠書類を揃えておく必要がある。そうでないと制度の信頼性が崩壊する危険がある。
- 調査の結果、本事業の意義及び適切な取扱いを認識・履行しないものもあるため、さらなる指導に努める。
- 流通業者は調達時に証明がないと、合法だとはいえ証明できないので、認定事業者はすべての納品書に合法であることを明記するよう、団体として指導する必要がある。
- 制度の内容について、理解不足の面もあるため、研修の機会を持つ必要がある。
- 県産材はほとんどが合法のため、分別の意識が低い。
- 平成 25 年度の新規認定取得事業者が取得したものが全体の半数以上あり、それらを対象とした研修会を開催したところであるが、書面調査の結果では合法木材事業の意義及び適切な取扱いを認識・履行しない者がみられるため、さらなる指導に努める必要がある。
- 今回の調査の対象は新規認定事業者が多く、一部実態が反映されていないもの含まれる。また、証明実績が少なく、補助事業等で証明を求められた場合に発行するケースが大部分で、納入業者からの合法証明を基に発行している。
- ほぼ全員が素材生産事業者であり、この部分の証明が大切と考えている。事業者認定については、昨年度、要領を変更し、研修会の受講を義務付けるなど認識の強化を図っている。また、木質バイオマス発電や木材利用ポイント事業等の実施により、関心が高まっていることから、しっかりとした分別管理の体制が必要と考えており、指導を強めたい。

IV. 合法木材取扱現地調査

書面調査と同様に、平成 25 年 11 月、全認定団体に対し年度内に書面調査を実施してもらうよう依頼した。

これに対し、平成 26 年 2 月 17 日現在、30 団体から本年度中に実施する旨の連絡があり、このうち、平成 26 年 3 月 4 日までに 5 団体から報告があった。

これら 5 団体の担当者が実施した現場調査の対象事業者数は 83 事業者であり、傘下の事業者総数 705 事業者に対し 12% となった。回答率を団体別に見ると、団体 A の 100% のほかは、団体 B が 17% であり、そのほかは 10% 以下であった（表Ⅳ 1）。

表Ⅳ 1 調達の際の伝票・証明書等の確認

	傘下事業者 総数	回答 事業者数	全て確認 している	確認すること 多い	確認すること 少ない	全く確認 していない
A	20	20	14	5	1	0
B	189	32	24	5	3	0
C	143	13	5	3	4	1
D	184	8	4	1	2	1
E	169	10	10	0	0	0
合計	705	83	57	14	10	2

	傘下事業者 総数	回答 事業者数	全て確認 している	確認すること 多い	確認すること 少ない	全く確認 していない
A	20	100%	70%	25%	5%	0%
B	189	17%	75%	16%	9%	0%
C	143	9%	38%	23%	31%	8%
D	184	4%	50%	13%	25%	13%
E	169	6%	100%	0%	0%	0%
合計	705	12%	69%	17%	12%	2%

1. 認定要件に関する事項

(1) 合法木材を調達する際の確認について

設問：「合法木材調達の際、伝票や証明書などによって合法木材であることを確認しているか」

調達の際の伝票・証明書の確認については、「全て確認している」が 69%（57 事業者）と最も多く、次いで「確認することが多い」が 17%（14 事業者）となり、これらで 86%（71 事業者）を占める（表Ⅳ 1）。

しかし、反面、「確認することは少ない」も 12%（10 事業者）、「全く確認していない」も 2%（2 事業者）となっている。

団体別には、団体 E では全ての事業者が「全て確認している」としたが、団体 C では「全て確認している」は 38% と少ない。「確認することが多い」は団体 A（25%）、団体 C（23%）で多くなっている。

「確認することは少ない」が多いのは団体 C（31%）と団体 D（25%）であり、「全

く確認していない」も団体 D で 13% と多い。

(2) 分別管理方針書の作成・公表

設問：「入出荷、加工、在庫において、合法木材とそうでないものを区分するため、分別管理方針書を定め、公表しているか」

分別管理方針書の制定と公表については、「定めているが、公表していない」が最も多く 77% (64 事業者)、「定め、公表している」が 22% (18 事業者) である (表 IV 2)。

表 IV 2 分別管理方針書の制定と公表

団体	方針書を定め 公表している	定めているが 公表していない	定めていない
A	17	2	1
B	0	32	0
C	0	13	0
D	0	8	0
E	1	9	0
合計	18	64	1

団体	方針書を定め 公表している	定めているが 公表していない	定めていない
A	85%	10%	5%
B	0%	100%	0%
C	0%	100%	0%
D	0%	100%	0%
E	10%	90%	0%
合計	22%	77%	1%

「定めていない」も 1% (1 事業者) ではあったが存在した。

公表しているかどうかはともかく、ほとんど全ての事業者で制定されている。

団体別には、「定め、公表している」は団体 A (85%) で高く、団体 E では 10% であ

った。団体 B、団体 C、団体 D ではすべての事業者が「定めているが、公表していない」としており、団体 E では 90% が「定めているが、公表していない」とした。

コメントとして次のようなものがある。

○作成していない 1 社では、担当者の退職でうまく引き継ぎが行われていなかった。

○分別管理方針書の制定は認定申請の中で義務付けられている。

(3) 分別管理責任者の選定・公表

設問：「分別管理責任者を選任し、公表しているか」

分別管理責任者の選任と公表については、「選任し、公表している」が最も多く 72%

(60 事業者)、「選任しているが、公表していない」が 27% (22 事業者) であり、「選任していない」が 1% (1 事業者) あった (表Ⅳ 3)。

公表しているかどうかはともかく、ほとんど全ての事業者で選任されている。

表Ⅳ 3 分別管理責任者の選定と公表

団体	同責任者を選任し 公表している	選任しているが 公表していない	選任していない
A	16	3	1
B	32	0	0
C	2	11	0
D	0	8	0
E	10	0	0
合計	60	22	1

団体	同責任者を選任し 公表している	選任しているが 公表していない	選任していない
A	80%	15%	5%
B	100%	0%	0%
C	15%	85%	0%
D	0%	100%	0%
E	100%	0%	0%
合計	72%	27%	1%

団体別には団体 B と団体 E の全事業者、団体 A の 80%が「選任し、公表している」としたが、団体 C では 15%にとどまり、団体 D では 0%であった。

これに対し、団体 D ではすべての事業者が、団体 C では 85%が「選任しているが、公表していない」とした。

コメントとしては次のものがある。

○「選任されていない」については、担当者の退職でうまく引き継ぎが行われていなかった。

○分別管理責任者の選定は認定申請の中で義務付けられている。

(4) 分別管理の実施状況

設問：「分別管理方針書に従い、分別管理が行われているか」

分別管理の実施方法については、「場所を設定し、分別管理を行っている」が最も多く 55% (46 事業者)、次いで「全て合法木材なので、分別管理は行っていない」が 42% (35 事業者) となる (表Ⅳ 4)。

「梱包または製品ごとにカードやラベル等を添付して、分別管理を行っている」は 1% (1 事業者) に過ぎず、「合法木材はロット積みし、表示をして分別管理を行っている」は皆無であった。

表IV 4 分別管理の方法

団体	場所設定	ロット積み	製品・梱包	全量合法 必要なし	その他
A	15	0	1	4	0
B	11	0	0	21	0
C	4	0	0	8	1
D	6	0	0	2	0
E	10	0	0	0	0
合計	46	0	1	35	1

団体	場所設定	ロット積み	製品・梱包	全量合法 必要なし	その他
A	75%	0%	5%	20%	0%
B	34%	0%	0%	66%	0%
C	31%	0%	0%	62%	8%
D	75%	0%	0%	25%	0%
E	100%	0%	0%	0%	0%
合計	55%	0%	1%	42%	1%

団体別には、団体 E ではすべての事業者が「場所を設定し、分別管理を行っている」としており、このほか団体 A と団体 D ではそれぞれ 75% で多かった。「場所を設定し、分別管理を行っている」の少ないのは団体 B (34%)、団体 C (31%) である。団体 B、団体 C では「全て合法木材なので、分別管理は行っていない」がそれぞれ 66%、62% と多かった。

コメントしては次のものがある。

○素材生産の場合、大部分は伐採現場からの直送であるが、家具製造工場では取扱量も少ないことから徹底した管理ができています。

○県産材認証工場では、扱っている丸太のほとんどが県産材であることから、分別管理がされていない。

(5) 合法木材入出荷時の証明書必要事項の確認

設問：「分別管理責任者は、入出荷の際に伝票・証明書等に必要事項が記載されているか、認定番号だけでなく合法木材である旨の記載があるかについて確認しているか」

入出荷時における分別管理責任者による必要記載事項の確認については、「常時確認している」が 57% (47 事業者)、「確認することが多い」が 23% (19 事業者) で、これらを合わせて 80% (76 事業者) であった (表IV 5)。

しかし反面、「確認することは少ない」は 18% (15 事業者)、「全く確認していない」も 5% (4 事業者) あった。

表Ⅳ 5 入出荷の際の必要事項の記載の確認

団体	常時確認 している	することが 多い	することは 少ない	全く確認 していない
A	16	4	0	2
B	12	11	9	0
C	5	3	4	1
D	4	1	2	1
E	10	0	0	0
合計	47	19	15	4

団体	常時確認 している	することが 多い	することは 少ない	全く確認 していない
A	80%	20%	0%	10%
B	38%	34%	28%	0%
C	38%	23%	31%	8%
D	50%	13%	25%	13%
E	100%	0%	0%	0%
合計	57%	23%	18%	5%

団体別には、「常時確認している」とする事業者の多いのは団体 E（100%）、団体 A（80%）であり、少ないのは団体 B、団体 C のそれぞれ 38%であった。「確認することが多い」は団体 B（34%）、「確認することは少ない」は団体 C（31%）、団体 B（28%）で多くなっている。

コメントとしては、『全く確認しない』については、素材生産の主要な現場が国有林、県有林であるため、『全て合法である』との意識を持っていることによる」というものがある。

（6） 分別管理責任者による確認

設問：「分別管理責任者は、分別管理方針書に沿って分別管理が行われているか、現場において確認しているか」

分別管理責任者による現場での確認については、「確認することは少ない」が 36%（30 事業者）と最も多く、次いで「常時確認している」が 31%（26 事業者）であった、「確認することが多い」が 17%（14 事業者）であった（表Ⅳ 6）。

「常時確認している」と「確認することが多い」を合わせると 48%（40 事業者）とほぼ半数になる。なお、「全く確認していない」も 16%（13 事業者）あった。

表IV 6 分別管理の現場での確認

団体	常時確認している	することが多い	することは少ない	全く確認しない
A	9	9	1	1
B	3	4	14	11
C	0	0	13	0
D	4	1	2	1
E	10	0	0	0
合計	26	14	30	13

団体	常時確認している	することが多い	することは少ない	全く確認しない
A	45%	45%	5%	5%
B	9%	13%	44%	34%
C	0%	0%	100%	0%
D	50%	13%	25%	13%
E	100%	0%	0%	0%
合計	31%	17%	36%	16%

団体別に見ると、団体 E では全ての事業者が「常時確認している」とし、団体 A、団体 D では「常時確認している」がそれぞれ 45%、50%となっていた。団体 A では「確認することが多い」も 45%あり、これらを合わせて 90%を占めている。

団体 C では全ての事業者が「確認することは少ない」とした。また団体 B では「全く確認していない」とする事業者が 34%を占めている。

コメントとしては、『確認することは少ない』、『まったく確認しない』については、素材生産の主要な生産現場が国有林、県有林であるため、『全て合法である』との意識を持っていることによる」というものがある。

(7) 帳票管理方針書の作成・公表

設問：「合法木材の入出荷、加工、在庫などの情報を把握し、合法木材の管理を行うために、帳票管理方針書を定め公表しているか」

帳票管理方針書の制定と公表については、「帳票管理方針書を定めているが、公表していない」が最も多く 84%（70 事業者）であり、「帳票管理方針書を定め、公表している」が 16%（13 事業者）となっている。公表しているかどうかはともかく、全ての事業者で制定されている（表IV 7）。

表IV 7 帳票管理方針書の制定と公表

団体	方針書を定め 公表している	定めているが 公表していない	定めていない
A	12	8	0
B	0	32	0
C	0	13	0
D	0	8	0
E	1	9	0
合計	13	70	0

団体	方針書を定め 公表している	定めているが 公表していない	定めていない
A	60%	40%	0%
B	0%	100%	0%
C	0%	100%	0%
D	0%	100%	0%
E	10%	90%	0%
合計	16%	84%	0%

団体別に見ると、団体 A は「帳票管理方針書を定め、公表している」が 60%、「帳票管理方針書を定めているが、公表していない」が 40%であった。また、団体 B、団体 C、団体 D では全ての事業者が、団体 E では 90%の事業者が「帳票管理方針書を定めているが、公表していない」とした。

コメントとしては「帳票管理方針書の制定は認定申請の中で義務付けられている」というものがある。

(8) 帳票管理責任者の選任・公表

設問：「帳票管理責任者を選任し、公表しているか」

帳票管理責任者の選任と公表については、「選任しているが、公表していない」が 47% (39 事業者)、「選任していない」が 36% (30 事業者) となり、「選任し、公表している」は 17% (14 事業者) に過ぎなかった (表IV 8)。

公表しているかどうかはともかくとして、「選任している」とする事業者は 64% (53 事業者) となっている。

表IV 8 帳票管理責任者の選任と公表

団体	選任し 公表している	選任しているが 公表していない	選任していない
A	13	7	0
B	0	2	30
C	0	13	0
D	0	8	0
E	1	9	0
合計	14	39	30

団体	選任し 公表している	選任しているが 公表していない	選任していない
A	65%	35%	0%
B	0%	6%	94%
C	0%	100%	0%
D	0%	100%	0%
E	10%	90%	0%
合計	17%	47%	36%

団体別には、帳票管理方針書の制定と公表と同じように、団体 A は「帳票管理責任者を定め、公表している」が 65%、「帳票管理責任者を定めているが、公表していない」が 35%であった。また、団体 C、団体 D ではすべての事業者が、団体 E では 90%の事業者が「帳票管理責任者を定めているが、公表していない」とした。

コメントとして「帳票管理責任者の選任は、認定申請の中で義務付けられていないため、選任されていないと考えられる」というものがあつた。

しかし、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」の「第五 合法木材供給事業者の認定要件」において、次のように規定されている。

「認定事業者は、次にあげる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性又は合法性・持続可能性が証明された木材、木材製品（以下「合法木材」という。）とそれ以外の木材・木材製品（以下「非合法木材」という。）を分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を 5 年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組みの責任者が少なくとも 1 名以上選任されていること。」

このため、分別管理責任者と同様に帳票管理責任者の選任も必要であり、分別管理、帳票管理を別にして2人を選任するか、もしくは分別管理と帳票管理を兼務ということかで1人を選任するかということになる。

(9) 伝票類・管理簿の整理・整備と問題発生時の確認体制の整備

伝票類・管理簿の整理・整備と問題発生時の確認体制の整備については、「伝票類は整理保管され、管理簿も整備されて実績報告書作成に活用され、問題発生時に確認できる体制もできている」とする事業者が27%（22事業者）であった（表IV-9）。

表IV-9 伝票類・帳票類の整理・整備

団体	伝票類・管理簿ともに整理・整備され 問題発生時への体制もある	管理簿は整備されていないが 伝票類は整理・保管されている	伝票類は整理・保管されておらず 管理簿も整備されていない	全て合法木材なので 特別な管理はしていない
A	13	4	0	3
B	6	19	7	0
C	0	2	1	10
D	3	2	1	2
E	0	0	0	10
合計	22	27	9	25

団体	伝票類・管理簿ともに整理・整備され 問題発生時への体制もある	管理簿は整備されていないが 伝票類は整理・保管されている	伝票類は整理・保管されておらず 管理簿も整備されていない	全て合法木材なので 特別な管理はしていない
A	65%	20%	0%	15%
B	19%	59%	22%	0%
C	0%	15%	8%	77%
D	38%	25%	13%	25%
E	0%	0%	0%	100%
合計	27%	33%	11%	30%

これに対し、「管理簿は整備されていないが、伝票類は整理・保管され、実績報告書作成に活用されている」は33%（27事業者）であった。

また、「取扱いは全て合法木材なので、特別な帳票管理はしていない」が30%（25事業者）を占めた。

さらに、「伝票類は整理・保管されておらず、管理簿も整備されていない」が11%（9事業者）となった。

団体別に見ると、「伝票類は整理保管され、管理簿も整備されている」の比率の高いのは団体Aの65%であるのに対し、団体C、団体Eではそれぞれ0%となった。

「管理簿は整備されていないが、伝票類は整理・保管されている」では、団体Bの比率が59%と高い。

「伝票類、管理簿ともに整理・整備されていない」は団体Bで22%となった。

「全て合法木材なので、特別な帳票管理はしていない」については、団体Eでは全ての事業者がこれに該当し、団体Cでは77%となった。

帳票管理は、「合法木材ハンドブック」において「帳票管理の方法」として「帳票の管理は、あとで合法木材の信頼性に疑義が生じた場合、その疑義を判定するための保証です。最低限合法木材の入荷量、出荷量、在庫量が、月々明らかになるようにしてください」（10ページ）としているように、入荷量、出荷量、在庫量の記帳は信頼性・透明性の確保には不可欠である。

ただ、管理簿の整備が進まない理由としては、高齢者が家業として操業・営業をやっているところでは、コンピュータが使えないということもあるが、手書きの帳票であっても記帳することが必要である。

(10) 管理簿の確認状況

設問：「帳票管理責任者は管理簿に必要事項が適切に記載されていることを確認しているか」

帳票管理責任者による管理簿の確認については、「常時、確認している」と「定期的に確認している」がそれぞれ 19%（16 事業者）であり、「不定期だが確認することが多い」が 10%（8 事業者）であった。これらを合わせると 48%（40 事業者）とほぼ半数となる（表Ⅳ 10）。

表Ⅳ 10 帳票管理責任者による管理簿の確認

団体	常時、確認している	定期的に確認している	することが多い	することは少ない	全くしない
A	5	10	4	0	1
B	4	0	0	11	17
C	5	3	4	1	0
D	2	3		1	2
E	0	0	0	0	10
合計	16	16	8	13	30

団体	常時、確認している	定期的に確認している	することが多い	することは少ない	全くしない
A	25%	50%	20%	0%	5%
B	13%	0%	0%	34%	53%
C	38%	23%	31%	8%	0%
D	25%	38%	0%	13%	25%
E	0%	0%	0%	0%	100%
合計	19%	19%	10%	16%	36%

これに対し、「確認することは少ない」が 16%（13 事業者）、「全く確認していない」も 36%（30 事業者）となり、同じく全体の半数を占めている。

団体別に見ると、「常時、確認している」は団体 C で多く 38%、「定期的に確認している」は団体 A、団体 D でそれぞれ 50%、38%を占める。「不定期だが、確認することが多い」は団体 C が 31%となる。

これに対し、「確認することは少ない」は団体 B で 34%、「全く確認していない」は団体 B で 53%、団体 E で 100%となっている。

(11) 帳票類の保管期間

設問：「帳票類は 5 年間保管されているか」

帳票の保管期間については、「5 年間保管している」が 89%（74 事業者）でほとん

どを占めるが、「保管しているが、5年間ではない」が5%（4事業者）、「保管していない」も6%（5事業者）あった（表IV 11）。

表IV 11 伝票類・帳票類の保管期間

団体	5年間	5年でない	保管していない
A	20	0	0
B	30	2	0
C	8	2	3
D	6	0	2
E	10	0	0
合計	74	4	5

団体	5年間	5年でない	保管していない
A	100%	0%	0%
B	94%	6%	0%
C	62%	15%	23%
D	75%	0%	25%
E	100%	0%	0%
合計	89%	5%	6%

団体別には、「5年間保管している」が団体A、団体Eでそれぞれ100%、団体Bで94%を占めるが、「保管していない」は団体Dで25%、団体Cで23%となった。

2. その他

(1) 調達相手先の確認

設問：「調達相手先が認定事業者であることを確認しているか」

調達相手先が合法木材の認定事業者であるかどうかの確認については、「全て確認している」が47%（39事業者）で最も多く、「確認することが多い」が18%（15事業者）となり、これらで65%（54事業者）を占める（表IV 12）。

しかし反面、「確認することは少ない」が24%（20事業者）、「全く確認していない」が10%（8事業者）を占めた。

表IV 12 調達相手先が認定事業者であることの確認

団体	全て確認している	することが多い	することは少ない	全く確認していない
A	8	8	2	2
B	16	2	11	3
C	5	1	4	2
D	0	4	3	1
E	10	0	0	0
合計	39	15	20	8

団体	全て確認している	することが多い	することは少ない	全く確認していない
A	40%	40%	10%	10%
B	50%	6%	34%	9%
C	38%	8%	31%	15%
D	0%	50%	38%	13%
E	100%	0%	0%	0%
合計	47%	18%	24%	10%

団体別には、団体 E はすべての事業者が「全て確認している」とし、「確認しているところが多い」は団体 D で 50%、団体 A で 40%と比率が高い。

これに対し「確認しているところは少ない」は団体 D (38%)、団体 B (34%)、団体 C (31%) での比率が高い。

(2) 供給先への証明状況

設問：「供給の際、合法木材であることを証明する伝票・証明書等を発行しているか」

供給の際の伝票・証明書等での証明については、「全て発行している」が 53% (44 事業者)、「発行することが多い」が 10% (8 事業者) で、合わせて 63% (52 事業者) となる (表IV 13)。

これに対し「要請のあった時だけ発行している」が 29% (24 事業者)、「発行することは少ない」が 5% (4 事業者) で、合わせて 34% (28 事業者) となる。このほか「全く発行していない」も 2% (2 事業者) であるが存在している。

表4 13 供給の際の伝票・証明書等での合法木材の証明

団体	全て している	要望の あった時	することが 多い	することは 少ない	全く していない
A	12	6	0	2	0
B	16	13	3	0	0
C	5	2	5	0	0
D	1	3		2	2
E	10	0	0	0	0
合計	44	24	8	4	2

団体	全て している	要望の あった時	すること 多い	すること 少ない	全く していない
A	60%	30%	0%	10%	0%
B	50%	41%	9%	0%	0%
C	38%	15%	38%	0%	0%
D	13%	38%	0%	25%	25%
E	100%	0%	0%	0%	0%
合計	53%	29%	10%	5%	2%

団体別には、団体 E では全ての事業者が「全て発行している」としているが、団体 D ではわずか 13%である。「発行することが多い」は団体 C (38%) で比率が高い。

これに対し、「要請のあった時だけ発行している」は団体 B (41%)、団体 D (38%) で、また、「発行することは少ない」は団体 D (25%) で多くなっている。「全く発行していない」も団体 D で 25%となった。

(3) 認定事業者研修への参加状況

設問：「認定事業者研修への参加」

認定事業者研修への参加については、「分別管理責任者・帳票管理責任者が常に参加」が 71% (59 事業者)、「分別管理責任者・帳票管理責任者が時々参加」が 14% (12 事業者)である。また、「これら以外の者が常に参加」が 10% (8 事業者)、「これら以外の者が時々参加」が 4% (3 事業者)であった。「誰も参加したことはない」とする事業者はなかった(表IV 14)。

分別管理責任者、帳票管理責任者、これ以外の者のいずれかが、常時もしくは時々、参加していることがわかる。

表Ⅳ 14 認定事業者研修への参加

団体	分別管理責任者・帳票管理責任者が		これら以外の者が		誰も参加 したことなし
	常に参加	時々参加	常に参加	時々参加	
A	10	8	2	0	0
B	27	2	3	0	0
C	5	2	3	2	0
D	7	0	0	1	0
E	10	0	0	0	0
合計	59	12	8	3	0

団体	分別管理責任者・文書管理責任者が		これら以外の者が		誰も参加 したことなし
	常に参加	時々参加	常に参加	時々参加	
A	50%	40%	10%	0%	0%
B	84%	6%	9%	0%	0%
C	38%	15%	23%	15%	0%
D	88%	0%	0%	13%	0%
E	100%	0%	0%	0%	0%
合計	71%	14%	10%	4%	0%

団体別に見ると、「分別管理責任者・帳票管理責任者が常に参加」は団体 E で 100%、団体 D と団体 B で 80%を超えたのに対し、団体 A では 50%、団体 C では 38%と少なかった。団体 A では「分別管理責任者・帳票管理責任者が時々参加」が 40%、団体 C では「これら以外の者の参加」が 38%となっている。

なお、平成 24 年度においては、「責任者が常に参加」52%（16 事業者）、「責任者が時々参加」23%（7 事業者）、「責任者以外が参加」6%（2 事業者）、「参加したことがない」16%（5 事業者）であった。

3. 総合所見（認定団体のコメント）

- ①当県の認証県産材は合法木材が条件であるため、今回は県産材認証工場を対象にしたが、合法木材については理解されていた。ただし、県産材丸太がほとんど合法木材として出荷されていることから、分別の意識が低いと考えられる。
- ②「国産材、県産材は全て合法木材」との認識のため、必要な時以外は証明書が作成されていない。証明書作成を習慣づけることが必要だと思う。

V. 現場調査を実施した認定団体に対するヒアリング

現場調査を実施した5認定団体のうち4認定団体に対してヒアリングを行った。

1. 自主的モニタリングについて

各団体とも、自主的モニタリングについては、「合法木材の信頼性・透明性向上のためには必要であり、実施せざるを得ないことである」と考えている。

しかし、書類調査を毎年、全事業者に対して行うことに対しては疑問の意見があった。

- 同じ質問項目で毎年実施すると、事業者としてはマンネリになってしまい、『またか、前回同様にしておこう』ということになるのではないかと心配がある。

3年なり5年で全事業者を一巡するような方法は考えられないだろうか。

- 書類検査では実態が十分につかめない。また、「ガイドライン」等に対する認識が十分でない事業者もいるため、間違った認識で書面調査に回答する例も多い。
- 現場調査を実施した際に、調査票に沿って質問し回答をもらうが、その後、さらに関連質問をしていると回答が変わってくる場合、証拠書類等の帳票をチェックしていると、最初の回答と実態と異なるという場合などがかなりある。

このようなことを考えると、書面調査を数多く行うより、数は少なくとも実地検査に重点を置いたほうが効果的であると考ええる。

- 事務局としても、書面調査の場合、結果についてはそれを了解するよりないが、実地調査であれば、ガイドラインのどの部分についての理解が不足しているのか、どの部分について、またなぜ誤解しているのかといったことも理解でき、今後全体に対してどのような指導をしていけばよいかを考える上での参考になる。
- 書面調査については、内容は、現在行われている認定要件等に関する事項についても必要であると思うが、もっと具体的な調査、例えば、現在実施されている木材利用ポイント事業にどのように取り組んでいるのか、どのように証明書を発行しているのかについて調査することも、今後の合法木材推進運動の発展にとって有意義なのではないか。

2. 自主的モニタリングの事務局体制および経費について

事務局体制については、今回ヒアリングを行った4団体のうち3団体は、役員1名、職員1名の2人体制であり、この中で合法木材を含め、その他の事業を行っている。先にも述べたが、平成24年度のアンケートで団体の常勤役職員2~3名、合法木材担当1~2名という結果に合致する。

このような人員配置であるため、現地調査を行うにしても、何日間も時間を割けないというのが実態である。このため、今回ヒアリングの対象とした4団体のうち2団体は県産材認証の現場調査と兼ねて、県の県産材認証担当者とともに現場調査を行っていた。確かにこの方法は効率的にはよいが、なかなか外材にまで十分に手を伸ばすことができ

ないという欠点がある。

また、問題点の指摘・改善等について「県担当者であれば県の権限として強く要請・指導等ができるが、合法木材だけでは事務局に強い権限がないので、なかなか強い要請・指導ができない」という意見もあった。

また、1団体はできるだけ効率をよくするために、団体の支部に協力要請をして実施していた。

経費については、4団体のうち、1団体は合法木材関係の経費は一切徴収してないとのことであった。ここでは合法木材認定事業者数も少ないため、認定団体の専務理事ができる範囲で事業を行うということにしている。しかし、認定事業者に全く負担をかけていないことが、逆に事務局の指導力を高めているというメリットがあるとのことであった。

このほかの団体は、自主的モニタリングを実施するには、人件費をはじめ諸々の経費が必要であるが、現状では何とかやりくりしているとのこと、このうち2団体では県産材認証の経費を合わせて実施したとのことであった。

3. 合法木材の定義に関する認識

書面調査、現地調査ともに、「すべて合法木材であるから、分別管理は行っていない。帳票管理は行っていない。」との回答が多かったことについて、各団体とも、傘下の事業者が「国産材・県産材 合法木材」との認識を持っている傾向がある。

また、ヒアリング対象4団体のうち3団体の県においては、県産材認証の条件に合法性が含まれているが、これらは「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」によって合法性を証明されたものとしている。

これからすると、先にも述べたが、「ガイドライン」に則して合法性を証明された木材が認証県産材となるのであって、各県で生産（加工）された木材全てが県産材認証の条件をクリアーしているわけではない。ここに認識の逆転があるといえる。

県産材認証の条件には各県によって様々なものがあるので、認定団体としては自県の県産材認証の条件がどのようなものであり、合法木材の「ガイドライン」との関係はどうなっているのかを把握し、事業者への指導を行うことが望まれる。

また、「現在、日本国内において違法伐採の事例はほとんどといってよいほどないというのが一般的な認識である。また、伐採の多くが国庫補助金を得て行なっていることも勘案すれば、日本国内の木材生産において違法伐採を問題にすることがどれほど重要なことなのか。認定事業者に対する負担を考えたとき、コスト&ベネフィットの関係はどうか」という意見もあった。

これは単に、団体事務局だけの意見ではなく、事務局に対し、最近、認定事業者からしばしば出されるものであり、事務局としては対応に手を焼いている感がある。

このような意見は今回初めて出されたものではなく、平成24年度のモニタリング以

降、認定団体、認定事業者からかなり頻繁に出されているものである。

さらに、国産材については、素材生産及び原木市場での証明をしっかりと実施すべきであるとの意見が出されている。一般的には原木市場が流通の出発点となるため、原木市場での合法性証明のチェック体制を現在以上に厳格にすべきであるというものである。

しかし反面、「厳格にすると出荷者から『原木市場はここだけではない』といわれることもあり、営業を考えると理屈通りにはいかない」という意見もある。

4. 合法木材でないものに関する認識

今回ヒアリングを行った4団体のうち1団体から、『全て合法木材であるから、分別管理はしていない』との回答が多かったが、その背景として、分別管理に関する最初の説明において、実施要領で「それ以外の木材（以下『非合法木材』という。）」とされているため、『合法木材と非合法木材に区分するように』という説明をした。今回、調査をしてみて、この説明が尾を引いているように感じた」との意見があった。

この説明によって、事業者が「合法木材と非合法木材を区分すればよい」、「国産材には非合法木材は一般常識としてないのであるから、すべて合法木材であり、分別管理する必要がない」という認識を持っているということであった。

このような認識は、この団体だけで認められるものではなく、多くの認定事業者が持っている可能性があるのではないか。

このことは我々の推進している「合法木材」と、一般の合法木材に対する認識の相違、定義の仕方の違いに原因があるのであって、今後、我々が推進している合法木材の普及のための活動をさらに発展させるためには、認定事業者に「我々の活動における『合法木材』とはなにか」を明確に理解してもらうこと、すなわちキーワードに対する認識の統一が不可欠であると考ええる。

5. 合法性の証明に関する検証（輸入木材・木製品）

外国から輸入された木材・木材製品については、合法性を証明されたものの流通が極めて少ないとの意見が多い。これについては全国木材団体連合会の調査においても、合法木材の取扱い実績は国産材素材生産 67% (1,644 社取扱い分)、素材流通 60% (448 社取扱い分)、木材加工 46% (2,548 社取扱い分)、木材流通 21% (1,866 社取扱い分) に対し、外材原木輸入は 26% (6 社取扱い分)、木材輸入 14% (29 事業者取扱い分) と国産材に比べて低い。

これまでのヒアリングの経験からすると、外国産の原木については、大型製材工場や合板工場で加工される場合は、工場への入荷ごとに商社からの証明書が添付され、それ以降も分別管理の流れに沿って証明書がついて流通されるものが多いと思われる。

しかし、原木ではあっても、一旦原木問屋を経由する場合、また、製品として輸入されるものについては、産地国から証明書が添付されて輸入されていても、国内では証明

書なしに流通するものも多い。これについては輸入のどの段階で合法木材とそうでないものかを分別し、証明書を添付して流通させて行くのかという技術的な問題がある。

現在、我が国の木材・木製品の外材比率は高く、特に木材製品の比率が高いこと、また、この合法木材推進活動の主要な目的の1つが、違法伐採問題の解決のために、海外における違法伐採材の日本国内への輸入を阻止しようということであることを考えれば、輸入木材製品のチェックをどこで、どのように行うのかが重要な問題であるといえる。

VI. まとめ

合法木材に関する自主的モニタリングについては、「基本的に実施」と「可能な限り実施」で45%（41団体）であったが、「今年度は難しい」がこれを若干上回り49%（45団体）となった。「今年度は難しい」とする理由が、認定団体における人手不足と資金不足にあることは、コメントからも十分うかがえる。また、「可能な限り実施」としたところであっても、「人手不足と資金不足という現実はあるが、その中で出来るだけ」というところが多いものと思われる。

認定団体がモニタリング調査を実施する際に、特に、コストや労務面から負担が大きいと考えられるケースとしては、

- ① 認定事業者が全国に存在し、モニタリング調査数が大きくなる場合
- ② 認定団体の規模が小さく、調査に必要な人員配置や経費支出が難しい場合が考えられる。

実際にモニタリング調査の際に、どの程度のコストが必要か、作業がどの程度必要かは今後の調査が必要であるが、これまでの意見を踏まえたざっくりした想定では、認定団体がモニタリング調査にかかるコスト等を認定事業者から徴収するか、または自ら負担することとしてモニタリング調査を義務付けると、4割程度の認定団体が対応できなくなる可能性があるため、引き続き検証が必要である。

書面調査、現場調査については、事業者によつての温度差があるが、これまで行われた調査結果と同様、50～60%の事業者は概ねガイドラインに則って活動を行っているとみることができる。しかし、「国産材・県産材 合法木材」としている傾向があると考えられ、合法木材の普及推進活動における合法木材とは何を指すのかについてのさらなる指導・PRが必要であると考えられる。

今回は、調査実施団体のコメントとして極めて積極的な意見が多数、寄せられている。自主的に書面調査なり現場調査を実施していく中で、認定団体が傘下事業者の実態を把握し、消極的な対応の事業者への指導を積極的に行っていこうという考えであると感じられる。このような積極的な動きの出てきたことは大きな前進であり、これをさらに進めるために「人手不足と資金不足」という隘路をどのように切り開いていくのかが今後の課題になる。